

## 令和 5 年度(2023 年度)渡島地域人材確保・定着促進事業委託業務企画提案指示書

## 1 委託する業務名

令和 5 年度(2023 年度)渡島地域人材確保・定着促進事業委託業務

## 2 業務の目的

地域産業を支える労働力の確保に向け、人手不足産業分野における若年者、女性、高齢者、就職氷河期世代、コロナ離職者など多様な人材の確保及び定着を図るため、働きやすい就業環境を整備し、魅力ある職場づくりを促進するとともに、求職者と地元企業の相互理解を図り、雇用のミスマッチの解消を支援することにより、良質で安定的な雇用の創出及び定着を図る。

※本事業が対象とする人手不足産業分野とは、総務省「日本標準産業分類」の大分類で定める以下の産業とする。

A 農業・林業、 D 建設業、 E 製造業、 H 運輸業・郵便業、 I 卸売業・小売業、  
R サービス業(他に分類されないもの)

## 3 委託業務の内容及び提案事項

業務を実施する事業者は、次の(1)から(4)について、地元企業の人材確保・定着に資するものになるよう手法及びその内容について具体的に提案すること。

## (1) 企業向けセミナー及びフォローアップ支援

多様な人材の確保及び定着促進に向けた企業の意識改革や生産性の向上を図るための企業向けセミナーを開催する。

## ア 人材確保・定着支援セミナー

就業環境の改善や採用力向上、人材育成など、人材確保や定着促進を支援するセミナーを開催する。

(ア)実施時期：契約日から令和 5 年 7 月末までの間。

(イ)実施回数：1 回

(ウ)実施場所：渡島管内

(エ)実施形態：対面及びオンライン開催

(オ)成果目標：企業数 20 社

## イ フォローアップ支援

企業向けセミナーの後、参加企業を中心に専門家による、課題の解決に向けた支援を行う。

(ア)実施時期：(1)のセミナー終了後から令和 6 年 1 月末までの間

(イ)実施形態：対面その他の方法(電子メール等)

(ウ)成果目標：企業数 14 社(実数)

## (2) 就職ガイダンス

就職するために必要な意識や心構え、面接等に対する実践的なノウハウの習得を支援する就職ガイダンスを実施する。

なお、参加者に対し職業適性検査・職業興味検査等その他のメニューを実施し、内容の充実を図る。

ア 実施時期：(1)ア企業向けセミナーの開催日から令和 5 年 8 月末までの間

イ 実施回数：1 回

ウ 実施場所：渡島管内

エ 実施形態：対面及びオンライン開催

オ 成果目標：求職者数 50 人

### (3) 地元のおしごと紹介フェア

人手不足産業分野の企業と多様な人材の相互理解を促進するための合同企業説明会を開催する。

また、希望者には、相談対応等の個別支援を行うブースを設置する。

ア 実施時期：(2)就職ガイダンスの開催日から令和5年11月末までの間

イ 実施日数：2日(なお、2日間連続実施も可とする)

ウ 実施場所：函館アリーナ

エ 実施形態：対面開催。なお、高校生の参集方法については、チャーターバスを活用すること。

オ 成果目標

(ア) 企業数：(1)ア企業向けセミナーの参加企業を中心に2日間20社(実数)

(イ) 求職者数：(2)就職ガイダンスの参加者を中心に延べ70人(2日間延べ)

### (4) 企業訪問・見学会

人手不足産業分野の企業と多様な人材の相互理解を促進するための企業訪問・見学会を実施する。

ア 実施時期：(3)地元のおしごと紹介フェアの開催日から令和6年1月末までの間

イ 実施回数：3回

ウ 実施形態：対面開催

エ 成果目標

(ア) 企業数：(3)地元のおしごと紹介フェアの参加企業を中心に6社

(イ) 求職者数：(3)地元のおしごと紹介フェアの参加者を中心に延べ30人

## 4 提案にあたっての留意事項

本事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意すること。

## 5 事業成果目標(アウトプット及びアウトカム)

(1) アウトプット目標：支援企業数60社・支援求職者数150人

※上記「3 委託業務の内容及び提案事項」(1)～(4)の各成果目標の企業数及び求職者数のそれぞれの合計

(2) アウトカム目標：良質な雇用による正社員就職者等9人以上

※良質な雇用による正社員就職者等

本事業による支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とする。具体的には、次のアのいずれかに該当する者であって、本事業による支援の結果、次のイの良質な雇用の基準を新たに満たすこととなった者の数とする。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとする。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとする。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員(次のaからdまでのいずれも満たす者に限る。以下同じ。)

として雇用された者(正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。)

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。)として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること)。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ1週間の所定労働時間が短い者をいう。）

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第36条の2から第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。）第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

(イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者（(ア)に定める正社員でない者のうち、次のaからeまでのいずれも満たす者をいう。以下同じ。）として雇用された者

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

c 週所定労働時間が20時間以上の労働者であること。

d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。

e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

(ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者

(エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者

(オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者（当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る）

## イ 良質な雇用の基準

### (ア) 正社員の場合

次のa及びbを満たすことをいう。なお、以下の「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、賞与は含まないものとする。

a 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が202,500円以上であること。

b 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

### (イ) 非正規雇用労働者の場合

次のa及びbを満たすことをいう。

a 就労期間において支払われた所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が次に掲げる算式により算出された数を上回っていること。

$$202,500 \text{円} \times \left( \frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間}} \right)$$

b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

$$20 \text{時間} \times \left( \frac{\text{当該非正規雇用労働者の週所定労働時間}}{\text{同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間}} \right)$$

## 6 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)2月9日(金)まで

## 7 審査基準

審査は下表の項目について評価する。

評価項目	評価細目	評価基準
1 全体評価	①事業内容的確性・実施スケジュール	■道が提示する指示書の内容を理解しているか
		■業務の実施スケジュールが具体的に提案されているか
		・各業務が完遂可能なスケジュール構成となっているか
		・各業務が効果的な内容となるスケジュール構成となっているか
2 実施体制	①実施体制・役割等	■業務の実施にあたっての必要な実施体制が確保されているか
		・業務遂行のために必要な知識、経験は備わっているか
		・コンプライアンスの考え方が確立されているか
		・過去に同様の事業を受注している実績はあるか
3 実施手法	①参加者の募集方法	○企業向けセミナー及びフォローアップ支援
		■指示書記載の項目が網羅されているか
		・参加企業の募集方法について、効果的な内容となっているか
		・セミナーの講演内容が人材確保や定着促進に寄与する内容となっているか
	②各事業の実施内容	・企業に対して、効果的なフォローアップ支援を行う工夫があるか
		○就職ガイダンス
		■指示書記載の項目が網羅されているか
		・参加求職者の募集方法について、効果的な内容となっているか
	③参加者への支援内容	・参加求職者が効果的な内容を得られるような手法となっているか
		・参加求職者に対する、職業適性検査・職業興味検査等その他のメニューが効果的な内容となっているか
		○地元のおしごと紹介フェアの開催
		■指示書記載の項目が網羅されているか
		・参加企業、参加求職者の募集方法について、効果的な内容となっているか
		・参加企業と参加求職者の相互理解がより促進される手法となっているか
		・参加求職者への個別相談の実施について、効果的な実施体制を取っているか
		○企業訪問・見学会
■指示書記載の項目が網羅されているか		
4 総括(上記1~3の評価項目の総括)		■事業全体を通して、良質で安定的な正社員等の雇用の創出・定着が図られる手法となっているか

## 8 委託料

予定価格の範囲内(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 9 人件費等

原則として、委託経費の50%以上を人件費(給与、講師謝金等)に充てるものとする。

## 10 企画提案者の参加資格要件

(1)単体法人又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。

(2)単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団又は暴力団員の統制下にある者を除く。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第167号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア)道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ)本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ)消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出

(イ)厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

(ウ)雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

ケ コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、協定書等に記載があること。

## 11 参加資格審査申請書の提出

参加を希望するものは、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。

### (1)提出書類：参加資格審査申請書

ア 参加申請をする者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は市区町村長が発行する身分証明書

イ 道税に滞納がないことの証明書

ウ 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書

エ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

オ 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録等に係る証書の写し又は証明書(ただし、特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。)

カ 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面

・健康保険法第 48 条の規定

・厚生年金保険法第 27 条の規定

・雇用保険法第 7 条の規定

キ 誓約書 第 19 号様式

ク 代理申請する場合は委任状

ケ コンソーシアムの場合は協定書等の写し

### (2)提出部数：参加資格審査申請書、添付資料とも 1 部

### (3)提出期限：令和 5 年 5 月 9 日(火)17 時(必着)

### (4)提出場所：「16 問い合わせ先」まで

### (5)提出方法：持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による

※持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。(日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

## 12 企画提案書の作成方法

(1)「7 審査基準」により、「5 事業成果目標(アウトプット及びアウトカム)」を達成するための方法が分かるよう、「別紙 5 落札者決定基準」及び「別紙 6 評価基準及び配点表」を参照し、具体的に企画提案すること。

(2)企画提案書の様式は特に定めないが、用紙の大きさは日本工業規格 A4 判とし、片面印刷にすること。(「別紙 10 企画提案書作成に係る留意事項」を参照。)

(3)文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまわないが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないこと。

※丁合後、ホチキスやクロステーブなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

- (4) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (6) 提案内容は、全て企画提案書に記載すること。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しない。また、提出された企画提案書は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできない。
- (8) 提出日：入札書の提出に併せて提出すること。

### 13 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

入札時に予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者に対し、実施する。

- (1) 総合評価審査委員会において企画提案内容のヒアリングを行う。
- (2) ヒアリングでは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められない。
- (3) 実施日時：令和5年5月17日(水)午後13時30分～  
なお、詳細な時間帯は参加者が確定次第別途決定・通知する。
- (4) 実施場所
  - ①所在地 〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
  - ②名称 渡島合同庁舎 東棟2階局長会議室・テレビ会議室

### 14 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めないものとする。
  - ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
  - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
  - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たし、再委託をしようとする場合は、再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出すること。なお、変更がある場合には、遅滞なく、変更の届出を提出すること。
  - ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき
  - イ 再委託することに合理的な理由があるとき
  - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき

### 15 その他

- (1) 本総合評価一般競争入札に係る説明会は実施しない。質問等がある場合は、個別に説明するので「16 問い合わせ先」まで問い合わせすること。なお、問い合わせに対する回答は、随時、当課のホームページ上に公表する。
- (2) 参加資格審査申請書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
- (3) 契約区分は、「準委任」に属する契約とし、事業終了後に実支出額により精算する。

### 16 問い合わせ先

- (1) 住 所：〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (2) 名 称：北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課主査(労働企画)
- (3) 電話番号：0138-47-9457
- (4) FAX番号：0138-47-9207